

奈市選第293号

平成29年10月30日

奈良市監査委員 東口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 八 尾 俊 宏 様
同 松 石 聖 一 様

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武志

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成26年度包括外部監査「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」の結果に対する措置状況について

IV. 公共調達に関する個別結果及び意見

14. 選挙管理委員会

(1) 選挙管理委員会事務局

② 需用費について

- ・ 契約分割による見積徴取の回避について

(選挙管理委員会事務局)

【監査結果】

平成25年度においては、奈良市契約規則第18条の2第2項第5号により、随意契約において見積書の徴取が省略することができる基準は1件の予定価格が3万円未満の契約をするときと規定されており（平成26年度からは1件あたり5万円未満の契約と規則が改正されている）、上記の負担行為に関して見積徴取は一切行われていない。そのことについて質問したところ、選挙管理委員会事務局における購入は、選挙公示後の発注になることが多く、緊急性が高いため、1回の発注を3万円以下に抑えて早期納入してもらいたいとの回答であった。（上記省略）

しかし、ポスター掲示板など大型のものについては公示前から入札をかけ業者を選定して発注しており、緊急性という説明は理由にならない。事前に必要個数を把握し、実効的な見積もり合わせを行うことにより、透明性のある公共調達に一層の意を払うよう意識を変える必要がある。

【措置の内容】

需用費については、必要個数の把握に努め、平成28年度分から納期までの期間が長い場合はまとめて発注することにより実効的な見積もり合わせを行うよう改めました。